

組織運営規定

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 一般社団法人千葉県臨床検査技師会（以下「会」という）の組織および運営は定款のほか、この規程の定めるところによる。

(規程の管理)

第 2 条 この会の諸規程を体系的に整備し、適正な管理並びに運用による会務運営の合理化を図ることを目的として定める。

第 2 章 公 印

(公 印)

第 3 条 この会の公印は 1 個とする。

- 2 公印は事務局長が管理し、事務所の保管庫に管守するものとする。
- 3 公印は会長の決済を受けなければ押印することはできない。

第 3 章 会 員

(会員の所属及び会費)

第 4 条 正会員は、原則として主たる勤務地の都道府県技師会に所属し、有しない者は居住地の技師会に所属するものとする。

- 2 正会員および賛助会員は、定款第 8 条により会費を納入するものとする。
- 3 会費及び会費の取扱いは、別に定めるところによる。

(資料提供会員)

第 5 条 社団法人日本臨床衛生検査技師会に所属する会員が入会を希望した場合は、資料提供会員とすることができる。

- 2 資料提供会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(会員証)

第 6 条 正会員の会員証は、社団法人日本臨床衛生検査技師会会員証をもって、これにあたる。

(名誉会員)

第 7 条 この会に定款第 6 条の定めにより名誉会員をおくことができる。

- 2 名誉会員は、この会の活動に顕著な功績を有し、功労者表彰を受けたものとする。
- 3 名誉会員は、この規程第 4 条第 3 項は適用しない。

第 4 章 役 員

(役員 の 定 義)

第 8 条 この規程でいう役員とは、総会で選任され定款第 24 条に定める、この会の会務執行に携わる理事および監事をいう。

(理事 の 定 数)

第 9 条 理事数は 18 人以上 20 名以内（会長、副会長を含む）とする。

- 2 理事は各地区 1 名以上とする。
- 3 常務理事は 2 名以内とする。
- 4 理事のうち、地区毎に 1 名の地区担当理事を置く。

(役員 の 選 出 と 選 出 区 分)

第 10 条 この会の役員を選出については、別に定める役員選出規程による。

- 2 この会の役員選出区分については、地区割り別表(1)・別表(3)のとおりとする。
- 3 会長は、前条第 1 項の理事定数のなかで理事 2 名以内を任命し、総会の承認を得るものとする。
- 4 監事は、理事定数とは別に 3 名を選出し総会の承認を得るものとする。

(役員 の 退 任)

第 11 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退任とする。

- 1 任期満了
- 2 辞任
- 3 定款第 29 条に該当する場合（解任）
- 4 定款第 9 条に該当する場合（退会）
- 5 定款第 11 条に該当する場合（除名）

(役員 の 辞 任)

第 12 条 役員が辞任しようとする場合は、原則として 3 ヶ月前までに、書面にて会長に届出なければならない。

- 2 その場合であっても会務上の引継ぎを完了し且つ辞任後といえども在任中の会務については定款第 28 条第 3 項の定めにより、その責任を負わねばならない。

(役 職)

第 13 条 本会の運営を円滑に遂行するために、定款第 24 条による役職のほかに、事務局長 1 名、部長若干名を置く。

2 事務局長、部長は理事会の議決を経て会長が任免する。

(事務局長)

第 14 条 事務局長は、本規程第 20 条に定める各部を主管するほか、会の運営について常時会長を補佐する。

(部長)

第 15 条 部長は、本規程第 20 条に定める各部を総括するほか、会の運営について常時会長を補佐する。

(理事の業務)

第 16 条 理事及び常務理事は、各部の業務を分掌掌理する。

2 地区担当理事は、この規程第 10 条第 2 項に定める地区活動が円滑にいくために業務を分掌する。

(顧問)

第 17 条 会長が必要と認めた場合、この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の承認により会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問により意見を述べるものとする。

4 顧問の任期は、2 年とする。

第 5 章 執行機関

(理事会)

第 18 条 この会の執行のため理事会を設置する。

2 理事会は定款第 26 条の定めによりこの会の理事をもって構成する。

(理事会の開催と招集)

第 19 条 定款第 26 条の定めにより、会長の招集する理事会は年 4 回以上開催する。

2 前項において、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる

3 また、文書をもって会議に代えることができる。

(部の設置および掌理)

第 20 条 この会の事業目的のため以下の部を設置する。

(1) 庶務

- (2) 会計
- (3) 組織
- (4) 渉外・広報
- (5) 学術
- (6) 編集

(庶務)

第 21 条 庶務については、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 定款、諸規程に関する事
- (2) 公印の保管に関する事
- (3) 会務の報告に関する事
- (4) 文書の受理、発行に関する事
- (5) 会議ならびに議事録に関する事
- (6) 事務所の管理に関する事
- (7) 職員、人事に関する事
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の主管に属さないもの

(会計)

第 22 条 会計においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管及び出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) 毎月经理状況の報告に関する事
- (7) 物品に関する事
- (8) 会務執行に関する事
- (9) その他会計に関する事

(組織)

第 23 条 組織部においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 会員名簿に関する事
- (2) 組織の拡大強化に関する事
- (3) 地区の活動に関する事
- (4) 会員の福利厚生に関する事
- (5) その他、公益活動の企画、実施に関する事

(渉外・広報)

第 24 条 渉外・広報部においては次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 啓発・広報活動に関する事
- (2) 関係省庁に関する事
- (3) 関連団体等に関する事
- (4) 表彰に関する事
- (5) 公益事業に関する事
- (6) その他、渉外及び法規に関する事

(学 術)

第 25 条 学術部においては、次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 精度管理に関する事
- (2) 検査研究班に関する事
- (3) 学術研究および調査に関する事
- (4) 学術団体との交流に関する事
- (5) 研修会およびセミナーに関する事
- (6) 学会に関する事
- (7) その他、学術的公益活動に関する事

(編 集)

第 26 条 編集部においては次の各号の事務をつかさどる。

- (1) 会誌の発行に関する事
- (2) 会誌の企画構成に関する事
- (3) その他出版物に関する事

第 6 章 地区および施設

(地 区)

第 27 条 本会は、千葉県を別紙(1)のとおり区分し、それぞれ地区とする。

(理事補佐)

第 28 条 地区担当理事は選任した地区補佐を、若干名置くことができる。地区担当理事は、それを理事会へ報告し、承認を得るものとする。

2 地区補佐は、地区担当理事の要請により地区の活動運営を分担するものとする。

(施 設)

第 29 条 会員の勤務先を施設という。施設には施設連絡責任者 1 名を置く。

(施設連絡責任者)

第 30 条 施設連絡責任者は施設の代表となり、会員に対して、本会からの通知、連絡等を行い、本会の活動をたすけるものとする。

第 7 章 委員会

(委員会の種類と区分)

第 31 条 この会の事業目的推進のため、この規程第 20 条に定めるいずれかの部の所管の下に委員会を設置する。

- 2 役員候補者選出委員会の取扱いは庶務部とする。
- 3 委員会の種類は、会長の諮問する事項を審査又は調査答申する諮問委員会および、事業目的を達成するための実務委員会の 2 種とする。
- 4 委員会の区分は、常設委員会および会長が必要と認めた場合に期限を限定して設置する臨時委員会とする。

(委員の定数および選任)

第 32 条 常設委員会委員はその目的に応じて若干名担当部が選出し、理事会の承認とする。

- 2 臨時委員会委員は、各部の配置起案に基づく担当会議の提案により理事会で決定する。

(委員の任期)

第 33 条 委員の任期は、原則として 2 年以内とするが再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、担当会議の提案により理事会の承認とする。

附則

(規程の変更)

- 1 この規程に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(規程の施行)

- 2 この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。